

会 議 結 果 報 告 書

| | | |
|---------|------------------------------|-----------------------------------|
| 会 議 名 称 | 臨時政策会議 | |
| 日 時 | 令和7年7月24日(木) 午後1時45分～午後3時11分 | |
| 場 所 | 本庁舎3階3A会議室 | |
| 出席者 | 出 席 | 市長、石原副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長 |
| | 事務局 | 総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当、秘書課長 |

| | |
|---|--|
| 議題：秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて | |
| 担当部課等 | 人事課、経営総務課 |
| 説 明 者 | 総務部長、人事課長、課長代理(人事管理担当)、上下水道局長、経営総務課長、課長代理(総務担当) |
| 提 案 理 由 | 付議事案書「目的・必要性」のとおり |
| 決定等を要する事項 | 付議事案書「決定等を要する事項」のとおり |
| 会 議 経 過 (説明・意見等) | <p>【説明】 資料に基づいて説明。</p> <p>【質疑及び意見等】 問. これまでの部分休業については、給料を減額していないのか。 答. 減額している。</p> <p>問. 「新たに」と記載があるが、どういうことか。 答. 小学校3年生までを対象に、「新たに」特別休暇として位置付けたため。法律上、小学校就学前までが、「部分休業」となっており、今回追加した小学校1年生から3年生を対象とした特別休暇を「部分休暇」として区別している。</p> <p>問. 部分休業の取得率はどの程度か。 答. 分母が把握できていないため取得率は不明だが、年間でおよそ30人程度取得している。</p> |
| 会 議 結 果 | 原案了承 |

| | |
|------------------------------------|--------------------------|
| 議題：秦野市休日夜間急患診療所等施設整備に係る基本合意の締結について | |
| 担当部課等 | 健康づくり課 |
| 説 明 者 | こども健康部長、健康づくり課地域医療推進担当課長 |
| 提 案 理 由 | 付議事案書「目的・必要性」のとおり |
| 決定等を要する事項 | 付議事案書「決定等を要する事項」のとおり |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>会 議 経 過 (説明・意見等)</p> | <p>【説明】 資料に基づいて説明。</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. 市の負担について、医師会に補助金として支出するのか。 答. 国の都市構造再編集中支援事業補助金の活用を考えている。</p> <p>問. どのようなスキームか。 答. 一旦医師会で全額費用負担し、その後市から補助する。間接補助となるため、国から市、市から医師会という流れで支出する。</p> <p>問. 造成費について、医師会の負担はないのか。 答. 医師会の負担は無く、市と国で負担することになる。</p> <p>問. 現在の秦野市休日夜間急患診療所では、診療所部分は無償となっているが、新たに整備される休日夜間診療所についても同様の取り扱いとなるのか。 答. 現在の秦野市休日夜間急患診療所の扱いから、診療所部分は無償と考えているが、今後詳細を詰めていく。</p> <p>問. 現在の秦野市休日夜間急患診療所は、撤去するのか。 答. 更地にする予定で、跡地についても医師会が活用することはない。</p> <p>問. 土地造成設計、基本設計・実施設計はいつ終わるのか。 答. 8月1日からプロポーザルを実施し、事業者決定後、8か月程度を想定している。</p> <p>問. 土地の価格は、算出しているか。 答. 土地の価格は算出していない。測量が完了していないため、概算となるが、土地全体を貸し付けた場合、概ね3,300平方メートルに路線価6万5,000円、普通財産の算定率を加味すると860万円程度となる。</p> <p>意見. 市が支援するため、費用等については、整理しておくこと。</p> |
| <p>会 議 結 果</p> | <p>原案了承</p> |

議題：秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて

| | |
|------------------|---------------------------------------|
| <p>担当部課等</p> | <p>保育こども園課</p> |
| <p>説明者</p> | <p>こども健康部長、保育こども園課長、課長代理（認定・入所担当）</p> |
| <p>提案理由</p> | <p>付議事案書「目的・必要性」のとおり</p> |
| <p>決定等を要する事項</p> | <p>付議事案書「決定等を要する事項」のとおり</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>会議経過 (説明・意見等)</p> | <p>【説明】 資料に基づいて説明。</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 0歳児に給食を提供しない理由は何か。 答. 0歳児については、月年齢によって食事の内容や量が異なるため、園長会で協議する中で、食事の提供を行わないこととした。そのため、通園の際に、事前に食事を済ましてもらうことを考えている。その体制であれば、2時間の保育で食事の提供は必要ない。</p> <p>問. 10月からの施行だが、申請や審査等があり、実際に預かり保育がスタートするのはいつ頃になるか。 答. 10月1日に申請を開始し、10月10日前後からを想定している。</p> <p>問. 10日遅れることで、通園したいこどもが通園できなくなることはないか。 答. 満3歳となった年度末まで通園できるため、影響はない。</p> <p>問. ニーズは把握しているか。また、定員を超えて募集があった場合は抽選となるのか。 答. 今年度の事業実施によりニーズを把握し、来年度の体制を整えていきたい。定員を超えた場合、先着順となる。</p> <p>問. 令和8年度の実施体制として、人員を1.73人増としているが、人員配置はいつ頃確定するのか。 答. 組織執行体制ヒアリングにおいても要望しており、その結果を踏まえた体制となる。</p> <p>意見. 職員採用試験は、7月中が募集期間となっており、最終的な決定は10月下旬になるので、その時期で実施体制が見えていけば、人数調整が可能だが、時期が遅くなると調整できなくなるので、人事課とも調整すること。</p> <p>問. 市の東部エリアで実施する園はないが、よいか。 答. 現状では、実施可能な園での対応となっているが、令和8年度には、ひろはたこども園、つるまきもこども園でも実施するので、全市的にカバーできると考えている。</p> <p>問. 今回の実施では、シフト調整による人員確保としているが、国から給付を受けるに当たって、実績をどのように証明するのか。 答. 園が受け入れたこどもの人数により、実績で交付される。</p> <p>問. 条例改正しなくてはならない理由は何か。 答. 利用料の徴収があるため、条例改正は必要である。</p> <p>問. 通園制度を利用する対象者はどの程度か。 答. 国の試算方法に基づき、1日当たり30名程度としているが、</p> |
|--------------------------|--|

| | |
|----------------|--|
| | <p>実際何人が利用を希望するかは把握していない。今年度事業を実施することで、把握していきたい。</p> <p>問. 来年の4月から、全ての市町村で実施されるのか。</p> <p>答. 国によって義務付けられるため、全ての市町村で実施される。なお、市内全ての園で実施する必要はなく、1園だけでもよいという義務付けのため、取組み方は、市町村でばらつきが出ると考えている。</p> <p>問. 公立で1園でも実施されていれば、民間園で実施しなくてもよいのか。</p> <p>答. そのとおりである。</p> <p>問. 民間園で実施希望はあるか。</p> <p>答. 公立の実施状況で、実施するか検討するという意見をもらっているので、試行的に市が実施する中で、民間にも広げていければと考えている。</p> |
| <p>会 議 結 果</p> | <p>原案了承</p> |